

蒲郡市住民票コード変更請求事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、住民票コードの変更請求に関する運用の一般基準を設けることによって、事務の円滑な処理を図ることを目的とする。

(住民票コードの変更請求)

第2条 住民基本台帳に記録されている者は、市長に対し、理由の如何を問わず、次のとおり住民票コードの変更を請求することができる。

- (1) 住民票コードの変更を請求する者は、住民票コード変更請求書(第1号様式。以下「請求書」という。)を提出しなければならない。
- (2) 請求者が、個人番号カードを提示した場合は、当該個人番号カードから住民票コードを読み出すので、請求者の住民票コードについては明らかにさせる必要はない。この場合において、職員は、当該読み出した住民票コードを請求書に記載する。
- (3) 請求書の提出の際に提示させる書類は、個人番号カード、運転免許証その他法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類で当該請求者が本人であることを確認するため市長が適当と認めるもの又はやむを得ない理由によりこれらの書類を提示することができない場合には、当該請求者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類により、請求者が本人であることを確認する。例示した書類のほか、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力者操縦者運転免許証、運航管理者機能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、各種年金証書、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書等がある。なお、戸籍謄抄本、住民票の写し等本人以外の者でも取得できる書類は、本人であることを確認するための書類に該当しない。
- (4) 個人番号カードによる本人確認は、暗証番号を照合した上で本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合することにより行

うものとし、個人番号カード以外の書類による本人確認は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合することにより行うものとする。ただし、個人番号カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合に限り、個人番号カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととしても差し支えない。個人番号カードは、請求書提出時点で有効期間内にあり、かつ、カード運用状況が運用中であるものに限る。

- (5) 郵便等による住民票コードの変更請求は、第3号に掲げる書類（これらの書類を複写機により複写したものを含む。）等を添付させることにより、本人確認を行う。この場合において、必要に応じ、適宜、電話等により質問を行って補足する等慎重に取り扱うものとする。

（個人番号カードの廃止又は回収）

第3条 個人番号カードの交付を受けている者から、住民票コードの変更請求があった場合は、個人番号カード返納届に添えて、個人番号カードを返納させ、そのカード運用状況を廃止及び回収とする。この場合において、請求書に個人番号カードを返納する旨を記載することにより、返納届の提出に代えることができる。なお、個人番号カードの返納がなかった場合は、住民票コードの変更処理と連動して、カード運用状況を廃止とする。

（住民票コード通知票の再交付請求）

第4条 住民票コード通知票の再交付請求があった場合は、住民票コード通知票再交付申請書（第1号様式）を提出させ、第2条第3号に掲げる書類により本人確認を行い、住民票コード通知票を再交付する。再交付の措置は、当初住民票コードを通知した時に、何らかの事由で本人に届かなかったと考えられる場合や紛失した場合に交付するものであるが、紛失等の事由の場合は、悪用されるおそれがあるので、住民票コードの変更請求を行うよう指導する。

附 則

この要領は、平成15年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号整備法」という。）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（番号整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の4第3項の規定により交付された住民基本台帳カードをいう。）の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年1月5日から施行する。